

## 令和5年守山市議会6月定例会月会議提出予定議案

### 1 付議件数

専決案件	－ 件	その他の案件	4 件
認定案件	－ 件	諮問案件	－ 件
予算案件	3 件	推薦案件	－ 件
条例案件	6 件	提出案件計	40 件
人事案件	27 件	(報告案件)	7 件

提出日 令和5年6月9日

### 2 議案概要

#### 【議第39号】 令和5年度守山市一般会計補正予算(第3号)

歳入歳出補正額 523,099千円 (補正後の額 34,380,329千円)

#### 【議第40号】 令和5年度守山市水道事業会計補正予算(第1号)

収益的支出額 8,118千円 (補正後の額 1,520,265千円)

#### 【議第41号】 令和5年度守山市下水道事業会計補正予算(第1号)

収益的収入額 20,000千円 (補正後の額 2,421,693千円)

収益的支出額 20,735千円 (補正後の額 2,415,392千円)

資本的収入額 78,500千円 (補正後の額 824,375千円)

資本的支出額 131,461千円 (補正後の額 1,673,905千円)

#### 【議第42号】 「つなぐ、守の舎」街道広場の設置および管理に関する条例案

(制定概要) 人と人との交流の場の創出や行政との協働の促進を図ることにより、市民の活発なコミュニティ活動を推進し、本市のまちづくりに寄与することを目的として、守山市役所新庁舎に「つなぐ、守の舎」街道広場を設置するために、必要な事項を定めようとするもの

##### (1) 名称および位置

ア 名称 「つなぐ、守の舎」街道広場

イ 位置 守山市吉身二丁目5番22号

##### (2) 施設

ア 街道広場に次に掲げる施設を設ける。

##### (ア) 市民交流スペース

a 多目的ホール

b ギャラリー

c 屋外スペース

- d その他コミュニティ活動を推進するために必要な施設
  - (イ) 憩いのスペース
  - (ウ) 親子広場
  - (エ) その他の施設
- イ 施設のうち、多目的ホールおよびギャラリーにて貸館を行う。
- (3) 街道広場で行う事業
  - ア 多様な人との交流の場の創出
  - イ 日常の憩いの場の提供
  - ウ 市が実施する事業
  - エ その他設置目的を達成するために必要なこと。
- (4) 供用時間等
  - ア 供用時間 午前8時30分から午後9時まで
  - イ 供用を行わない日 12月29日から翌年1月3日まで
  - ウ 貸館を行う施設の使用許可の時間区分を定める。
- (5) 使用の許可、使用の不許可等
  - 街道広場の使用の許可、不許可、取消し、目的外使用の禁止等使用に関する条件を規定する。
- (6) 使用料
  - ア 街道広場の使用料を、守山市使用料および手数料条例に定める。
  - イ 使用料の減免を規定する。
- (7) 委任
  - この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が規則で定める旨を規定する。

(施行期日等)

- (1) 施行期日
  - 令和5年8月14日。ただし、施設の使用許可等に関する規定は規則で定める日
- (2) 議会の議決に付すべき公の施設の利用および廃止に関する条例の一部を改正する。
  - 「つなぐ、守の舎」街道広場の規定を追加する。
- (3) 守山市使用料および手数料条例の一部を改正する。
  - 「つなぐ、守の舎」街道広場の使用料を次のように定める。
  - ア 多目的ホール（閉鎖利用）

	午前	午後	夜間
区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで

日曜日、土曜日および休日	全面	9,000円	12,000円	12,000円
	片面	5,400円	7,200円	7,200円
平日 ※貸館時間は午後6時から午後9時まで	全面	—	—	6,000円
	片面	—	—	3,600円

イ 多目的ホール（開放利用）

区分		午前	午後	夜間
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
日曜日、土曜日および休日	全面	4,500円	6,000円	6,000円
	片面	2,700円	3,600円	3,600円
平日 ※貸館時間は午後6時から午後9時まで	全面	—	—	3,000円
	片面	—	—	1,800円

ウ ギャラリー（壁面）

区分		午前	午後
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで
平日	ギャラリー （1区画につき）	300円	400円

エ 付属設備等使用料 別に規則で定める額

【議第43号】 守山市危機管理センターの設置および管理に関する条例案

（制定概要） 災害時や緊急事態発生時における対応および被害の拡大を未然に防止するための活動の拠点として危機管理を的確かつ迅速に行うとともに、市民の防災に関する知識および技術の普及ならびに防災意識の高揚を図ることを目的として、守山市役所新庁舎に守山市危機管理センターを設置するために、必要な事項を定めようとするもの

(1) 名称および位置

- ア 名称 守山市危機管理センター
- イ 位置 守山市吉身二丁目5番22号

(2) 施設

- ア 危機管理センターに次に掲げる施設を設ける。
  - (ア) 防災会議室
  - (イ) 会議室
  - (ウ) 備蓄倉庫

(イ) 消防団防災無線室

(オ) その他災害時や緊急事態における活動に必要な施設

イ 施設のうち、防災会議室および会議室にて貸館を行う。

(3) 危機管理センターが行う業務

ア 災害等緊急の事態への対処および当該事態の発生の防止

イ 危機管理に関する教育、訓練および研修の実施

ウ 危機管理に関する情報および資料の収集ならびに提供

エ 危機管理に関する市民への啓発および知識の普及ならびに当該活動のための場の提供

オ 危機管理に関する物資の備蓄および供給

カ その他設置目的を達成するために必要な業務

(4) 開館時間等（緊急時を除く。）

ア 開館時間 午前8時30分から午後9時まで

イ 休館日 12月29日から翌年1月3日まで

ウ 貸館を行う施設の使用許可の時間区分を定める。

(5) 使用の許可、使用の不許可等

危機管理センターの使用の許可、不許可、取消し、目的外使用の禁止等使用に関する条件を規定する。

(6) 使用料

ア 危機管理センターの使用料を、守山市使用料および手数料条例に定める。

イ 使用料の減免を規定する。

(7) 委任

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が規則で定める旨を規定する。

(施行期日等)

(1) 施行期日

令和5年8月14日。ただし、施設の使用許可等に関する規定は規則で定める日

(2) 議会の議決に付すべき公の施設の利用および廃止に関する条例の一部を改正する。

守山市危機管理センターの規定を追加する。

(3) 守山市使用料および手数料条例の一部を改正する。

守山市危機管理センターの使用料を次のように定める。

ア 防災会議室

区分		午前	午後	夜間
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで
日曜日、土曜日	全面	5,400円	7,200円	7,200円
および休日	半面	2,700円	3,600円	3,600円

イ 会議室（2室）

区分		午前	午後	夜間
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで
日曜日、土曜日 および休日	1 室に つき	1,800円	2,400円	2,400円

ウ 付属設備等使用料 別に規則で定める額

- (4) 守山市コミュニティ防災センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する。

新たに危機管理センターを設置するため、コミュニティ防災センターを応急活動の補完施設として位置付ける改正を行う。

**【議第44号】 守山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案**

(改正概要) 新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられたことによる人事院規則の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症防疫等作業に従事したときに、特別に支給するとしていた手当を廃止するもの

(施行期日) 公布の日

**【議第45号】 守山市税条例の一部を改正する条例案**

(改正概要) 地方税法等の一部改正に伴い、必要な改正を行おうとするもの

(1) 市民税関係

ア 令和6年度から国税である森林環境税を市民税の均等割にあわせて賦課徴収するにあたり、給与や年金の特別徴収の対象とすることや納税通知書への記載など、賦課徴収に係る所要の規定を整備する。

イ 申告手続きの簡素化のため、給与所得者の扶養控除申告書について、前年から内容に異動がない場合は、異動がない旨の記載のみで申告することができることとする。

(2) 固定資産税関係

法に基づく一定の要件を満たしたマンションについて、長寿命化に資する大規模修繕工事を実施した場合、3年間は2分の1の額を減額する措置を地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）に追加する。

(3) 軽自動車税関係

ア 特定小型原動機付自転車の税率区分を2,000円に統一する。

イ 自動車メーカーの不正行為に起因し軽自動車税環境性能割等の納付不足額が発生した場合における当該自動車メーカーが、納付すべき額に加算する割合を10%から35%に引き上げる。

(4) 関係条文の字句の修正を行う。

(施行期日等)

(1) 施行期日 公布の日

ただし、

上記(3)アについては、令和5年7月1日

上記(1)アおよび(3)イについては、令和6年1月1日

上記(1)イについては、令和7年1月1日

(2) 経過措置

市民税、固定資産税および軽自動車税について、それぞれ経過措置を設ける。

**【議第46号】 守山市使用料および手数料条例の一部を改正する条例案**

(改正概要) 公的個人認証法の改正および市民の利便性向上のため、コンビニでの証明書の申請手続きに関して、必要な改正を行おうとするもの

(1) コンビニ交付の各種証明書の申請手続きの際、個人番号カードに加え、今後スマートフォンの利用により取得する方法が追加されることになることに伴い、字句の整備を行う。

(2) コンビニ交付で取り扱う証明書の種類に住民票記載事項証明書を追加し、交付手数料は1通につき200円とする。

(施行期日) 令和5年8月1日

**【議第47号】 守山市伊勢遺跡史跡公園の設置および管理に関する条例案**

(制定概要) 市民の誇るべき歴史遺産である国史跡の伊勢遺跡を保存し、次世代に継承するとともに、歴史学習の拠点および市民の憩いの場を提供することを目的とする守山市伊勢遺跡史跡公園を設置するために、必要な事項を定めようとするもの

(1) 名称および位置

ア 名称 守山市伊勢遺跡史跡公園

イ 位置 守山市伊勢町80番地

(2) 施設

ア 遺構展示施設

イ 屋外展示施設

ウ 管理棟

エ 芝生広場

オ 多目的広場

(3) 職員

史跡公園に所長その他必要な職員を置く。

(4) 管理および業務

史跡公園は、教育委員会が管理し、次に掲げる業務を行う。

ア 史跡の保存に関すること。

イ 史跡の展示公開に関すること。

ウ 史跡公園の活用に関すること。

エ 教育機関や地域と連携した歴史学習に関すること。

オ その他教育委員会が必要と認めること。

(5) 開館時間等

ア 開館時間 午前9時から午後5時まで

イ 休館日

(ア) 火曜日（休日に当たるときを除く。）

(イ) 休日の翌日（土曜日、日曜日または休日に当たるときは、その日以後において最も近い休日等でない日）

(ウ) 12月29日から翌年1月3日まで

(6) 施設使用料等

史跡公園の入園および施設の使用は、無料とする。

(7) 行為の禁止

施設の損傷等禁止行為を規定する。

(8) 使用の許可、使用の不許可等

史跡公園の使用の許可、不許可、取消し、目的外使用の禁止等使用に関する条件を規定する。

(9) 委任

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が規則で定める旨を規定する。

(施行期日等)

(1) 施行期日

規則で定める日

(2) 議会の議決に付すべき公の施設の利用および廃止に関する条例の一部を改正する。

守山市伊勢遺跡史跡公園の規定を追加する。

**【議第48号】** 守山市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて  
地方税法第404条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるもの

**【議第49号】** 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるもの

[議第49号から議第74号までは市へ届け出た順]

**【議第50号】** 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるもの

**【議第51号】** 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるもの

**【議第52号】** 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるもの

**【議第53号】** 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるもの

**【議第54号】** 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるもの

- 【議第55号】** 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求め  
るもの
- 【議第56号】** 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求め  
るもの
- 【議第57号】** 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求め  
るもの
- 【議第58号】** 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求め  
るもの
- 【議第59号】** 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求め  
るもの
- 【議第60号】** 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求め  
るもの
- 【議第61号】** 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求め  
るもの
- 【議第62号】** 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求め  
るもの
- 【議第63号】** 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求め  
るもの

- 【議第64号】** 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求め  
るもの
- 【議第65号】** 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求め  
るもの
- 【議第66号】** 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求め  
るもの
- 【議第67号】** 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求め  
るもの
- 【議第68号】** 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求め  
るもの
- 【議第69号】** 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求め  
るもの
- 【議第70号】** 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求め  
るもの
- 【議第71号】** 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求め  
るもの
- 【議第72号】** 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求め  
るもの

**【議第73号】 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて**  
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求め  
るもの

**【議第74号】 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて**  
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求め  
るもの

**【議第75号】 契約の締結につき議決を求めることについて**  
地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財  
産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるもの

- 1 契約の目的 守山市旧庁舎解体工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約の金額 金218,900,000円
- 4 契約の相手方

住 所 滋賀県守山市立入町475番地の2  
商号および代表者氏名  
株式会社日建  
代表取締役 たか高 はし橋 たけ武 ひろ宏

**【議第76号】 契約の締結につき議決を求めることについて**  
地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財  
産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるもの

- 1 契約の目的 湖南広域消防局北消防署出張所新庁舎建設(建築)工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約の金額 金492,800,000円
- 4 契約の相手方

住 所 滋賀県甲賀市甲賀町相模141番地の1  
商号および代表者氏名  
京都建物辻正株式会社  
代表取締役 つじ辻 まさ政 し志

**【議第77号】 契約の締結につき議決を求めることについて**

地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるもの

- 1 契約の目的 湖南広域消防局北消防署出張所新庁舎建設(電気設備)工事
  - 2 契約の方法 制限付一般競争入札
  - 3 契約の金額 金161,700,000円
  - 4 契約の相手方
- 住 所 滋賀県守山市川田町307番地の3  
商号および代表者氏名

株式会社藤本電気商会

代表取締役 藤 本 一 矢

**【議第78号】 財産の取得につき議決を求めることについて**

地方自治法第96条第1項第8号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議決を求めるもの

- 1 取得財産 土地
- 2 数 量 10,337.87平方メートル
- 3 取得価格 251,751,373円
- 4 取得目的 立入公園整備事業における公園用地に資するため
- 5 所在地 守山市立入町字川原381番1他44筆
- 6 契約相手方 守山市土地開発公社

理事長 森 中 高 史

**【報告第7号】 令和4年度守山市繰越明許費繰越計算書について**

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告するもの(一般会計)

**【報告第8号】 令和4年度守山市事故繰越し繰越計算書について**

地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、報告するもの(一般会計)

**【報告第9号】 令和4年度守山市土地開発公社の決算の報告について**

地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するもの

**【報告第10号】 令和5年度守山市土地開発公社の事業計画および予算について**

地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するもの

**【報告第11号】 令和5年度一般財団法人守山野洲市民交流プラザの事業計画および予算について**

地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するもの

**【報告第12号】 令和5年度公益財団法人守山市文化体育振興事業団の事業計画および予算について**

地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するもの

**【報告第13号】 専決処分の報告について**

令和5年2月に守山市水保町地先で発生した公用車の物損事故に関する和解と本市が支払うべき損害賠償金の額を委任専決処分により決定したことについて、地方自治法第180条第2項の規定により報告するもの

損害賠償の額 金19,800円